

津幡町高齢者安全運転装置設置促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交通安全意識の高揚と交通事故防止を図ることを目的として、高齢者が自動車に安全運転装置を後付けした費用の一部を予算の範囲内において補助するため、補助金の交付に関し、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- (2) 安全運転装置 自動車の停車時及び徐行時において、加速抑制機能が作動し急発進を抑制する機能又はアクセルペダル及びブレーキペダルが同時若しくは誤って踏まれた場合にブレーキ動作が優先される機能を有し、自動車に後付けできる装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 安全運転装置の購入及び取付時において、本町の住民基本台帳に記載され、かつ、町内に居住している満65歳以上の者
- (2) 安全運転装置を後付けした自動車の自動車検査証（用途欄に自家用と記載されたものに限る。）の使用者又は所有者欄に記載され、かつ、現に当該自動車を常用している者（自動車検査証の使用者又は所有者が障害者の場合で、その家族が当該自動車を常用している場合はこの限りでない。）
- (3) 補助金の交付申請時に有効な自動車運転免許証を保有している者
- (4) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新品の安全運転装置の購入及び取付けに必要な経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1とする。ただし、1,000円

未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、上限額は2万円とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、津幡町高齢者安全運転装置設置促進補助金交付申請書及び請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、安全運転装置を後付けした日から起算して2月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに町長へ提出しなければならない。ただし、補助金の交付は、申請者1人につき車両1台限りかつ1回までとする。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 補助対象経費の分かる領収書の写し
- (3) 自動車運転免許証の写し又は有効な自動車運転免許証を保有していることが分かるもの
- (4) 安全運転装置の機能が確認できるものの写し
- (5) 振込先金融機関口座の通帳又はキャッシュカードの写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び確定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、津幡町高齢者安全運転装置設置促進補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは、津幡町高齢者安全運転装置設置促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 関係法令等に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、文書により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金

を交付しているときは、期間を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第10条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和12年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。